

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

平成29年5月17日

宮城県知事 村井嘉浩



1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社ジェーエーシー
- (2) 住所 宮城県石巻市蛇田字新塙寺81番地3
- (3) 代表者の氏名 真野 孝仁

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎14番地の1, 14番地の8, 17番地の5及び28番地

3 産業廃棄物処理施設の種類

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号）
- (2) 木くずの破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず

5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

- (1) 22.544トン/日 (2.818トン/時間 8時間稼働)
- (2) 32.952トン/日 (4.119トン/時間 8時間稼働)

6 許可年月日

平成29年4月26日

7 許可番号

01-14-2

8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間

要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。

9 担当課

宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）